

職員給与規程

平成16年4月1日

規程第6号

改正	平成16年5月10日規程第44号	平成17年1月1日規程第2号
	平成17年4月1日規程第9号	平成18年3月30日規程第4号
	平成19年3月30日規程第2号	平成20年3月31日規程第5号
	平成20年9月5日規程第11号	平成21年6月19日規程第6号
	平成22年3月31日規程第3号	平成22年6月29日規程第9号
	平成23年3月31日規程第4号	平成23年9月30日規程第9号
	平成24年3月30日規程第5号	平成24年6月28日規程第19号
	平成24年8月23日規程第21号	平成24年9月20日規程第22号
	平成25年2月8日規程第27号	平成25年3月22日規程第2号
	平成26年2月14日規程第1号	平成26年3月28日規程第4号
	平成26年4月16日規程第7号	平成26年12月2日規程第23号
	平成27年4月9日規程第6号	平成28年3月30日規程第2号
	平成28年6月28日規程第3号	平成28年9月28日規程第4号
	平成29年3月28日規程第9号	平成29年6月27日規程第16号
	平成30年3月29日規程第3号	平成30年4月17日規程第6号
	平成30年11月26日規程第11号	平成31年3月20日規程第6号
	令和2年1月10日規程第1号	令和2年5月28日規程第15号
	令和3年3月4日規程第1号	令和3年10月1日規程第8号
	令和3年12月27日規程第11号	令和4年4月13日規程第6号
	令和4年9月21日規程第33号	令和4年10月17日規程第41号
	令和5年2月22日規程第8号	令和5年11月29日規程第17号
	令和6年3月6日規程第3号	令和6年8月23日規程第12号
	令和6年10月25日規程第15号	令和6年12月2日規程第18号
	令和7年3月19日規程第11号	令和7年5月29日規程第16号
	令和7年7月28日規程第19号	令和7年11月27日規程第22号
	令和8年1月30日規程第4号	令和8年3月30日規程第9号
	令和8年5月7日規程第13号	令和8年8月6日規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規則（平成16年規程第2号）（以下「規則」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に規定する機構の職員（以下「職員」という。）に適用する。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、次のとおりとする。

(1) 基本給

- ア 俸給
- イ 扶養手当
- ウ 調整手当
- エ 広域異動手当
- オ 特別調整手当

(2) 諸手当

- ア 職務手当
- イ 住居手当
- ウ 初任給調整手当
- エ 処遇改善手当

オ ベースアップ調整手当
カ 特殊勤務手当
キ 時間外手術等従事手当
ク 時間外勤務手当
ケ 呼出等手当
コ 早出勤務手当
サ 夜勤手当
シ 宿日直手当
ス 待機勤務手当
セ 夜間勤務手当
ソ 休日給
タ 期末手当
チ 特例一時金
ツ 勤勉手当
テ 通勤手当
ト 単身赴任手当
ナ 寒冷地手当
ニ 休業手当

2 機構の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の直接払)

第4条 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。ただし、職員が申し出た場合は、その職員の預金又は貯金への口座振込みの方法によることができるものとする。

(給与簿)

第5条 職員に対し給与の支給をなす者（本部にあっては理事長、各施設にあっては各施設の長）は、給与簿を作成しなければならない。

2 給与簿に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、規則第6条に規定する勤務時間の勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮してその職員の属する職位（職員の職位に関する規程（平成16年規程第16号）に定める職位をいう。以下同じ。）ごとに定める俸給の幅の中における号俸により決定する。

(俸給表)

第7条 職員の俸給表の種類は、次のとおりとする。

- (1) 事務職俸給表（別表1）
- (2) 医師俸給表（別表2）
- (3) 医療職俸給表（別表3）
- (4) 看護職俸給表（別表4）
- (5) 技能・業務職俸給表（別表5）

2 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。

(俸給月額)

第8条 職員の俸給月額は、当該職員が適用を受ける前条第1項の俸給表の定めるところによる。

2 労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのうち、医師確保が困難である施設として理事長が別に定めるものに勤務する医師又は歯科医師の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額を加算した額とする。

- 3 診療報酬の施設基準に基づき理事長が別に定める医師の俸給月額は、第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額を加算した額とする。

(昇格等)

第9条 新たに職員となった者の俸給月額の決定又は職員が俸給表の職位の等級の適用を異にすることとなった場合若しくは異なる俸給表の適用を受けることとなった場合における俸給月額の決定は、理事長が別に定めるところによる。

(昇給)

第10条 職員が、現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月（56歳に達した日の属する年度の末日を超えた職員にあっては18月）を下らない期間を、良好な成績で勤務したときは、その職員の属する職位の等級の幅の中において1号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、医師俸給表の医監の適用を受ける職員の昇給については、理事長が別に定める。
- 3 職員の勤務成績が特に優秀である場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける号俸より2号俸以上上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせて行うことができる。
- 4 職員が現に受けている俸給月額が、その者の属する職位の等級における最高号俸の額である場合には、その者が同一の職位の等級に属する間は昇給しない。
- 5 58歳に達した日の属する年度の末日を超えた職員は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に優秀であるものについては、その職員の属する職位の等級の幅の中において1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
- 6 昇給の期日は、毎年1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

(俸給の支給方法)

第11条 俸給は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の20日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

第12条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、前条に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、もっぱらその職員の扶養を受けているものとする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を第5条第1項の給与の支給をなす者に届出なければならない。

- （1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
（3）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
（4）扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日から開始し、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 扶養手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。
（調整手当）

第15条 調整手当は、別表6に掲げる施設に在勤する職員に支給する。

2 調整手当の月額は、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、別表6の支給施設の区分に応じてそれぞれ同表の支給割合を乗じて得た額とする。

3 調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

第16条 医師俸給表の適用を受ける職員には、別表6のA及びBの項に掲げる施設に在勤する場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、100分の10を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

第17条 別表6に掲げる施設に在勤する職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合（これらの職員が当該異動の日又は移転の日の前日に在勤していた施設に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場

合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)の直後に在勤する施設に係る調整手当の支給割合(別表6に掲げる割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた施設に係る調整手当の支給割合(別表6に掲げる割合をいい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する施設が別表6に掲げる施設に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、第15条及び前条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(別表6に掲げる割合の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間にさらに在勤する施設を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、別に理事長の定めるところによる。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2 第1項に規定する異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた者が、規程別表6の区分Aに係る施設以外の施設に在勤することとなつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、これらの規定に準じて、調整手当を支給する。

(広域異動手当)

第17条の2 職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が定めるところにより算定した施設間の距離(異動等の日の前日に在勤していた施設の所在地と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と施設との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と施設との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と施設との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額合計額に当該異動等に係る施設間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた施設への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300キロメートル以上 100分の10
- (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回る時又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる時にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回る時にあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体又は沖縄振興開発金融公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）に使用される者（以下「国等職員等」という。）であった者から引き続き規則の適用を受ける職員となった者（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第15条から前条までの規定により調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 広域異動手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別調整手当）

第18条 特別調整手当は、別表8に掲げる職員のうち理事長が指定する職員に支給し、その月額は、当該職員の俸給月額に同表に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

- 2 特別調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

（職務手当）

第19条 職務手当は、別表9に掲げる職員に支給し、その月額は、同表に掲げる額とする。

- 2 前項の規定による額が、役員報酬規程（平成16年規程第4号）第4条に規定する役員の本俸の月額のうち最低の本俸の月額から職員が受ける俸給と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当の月額は、前項の規定にかかわらずその差し引いた額に満たない理事長が別に定める額とする。ただし、医師俸給表の適用を受ける職員の職務手当については、この限りでない。
- 3 職務手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。
- 4 第24条、第25条の2及び第26条の規定については、第1項の規定により職務手当を支給される職員（本部班長又は専門職の職にある職員を除く。）には適用しない。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）及び職員等宿舎貸与規程（平成16年規程第25号）の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
- （2）第38条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法及び職員等宿舎貸与規程の規定による有料宿舎その他理事長が別に定め

る住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと
の権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいず
れにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に
100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額44,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額44,000円を超える家賃を支払っている職員 28,000円

（2）前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額
に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第21条 初任給調整手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（1）医師又は歯科医師の免許取得後の経過年数が35年以内であって、別表10に掲げる施設に勤務する
医師又は歯科医師

（2）調剤、医薬品の供給その他の薬剤に関する業務に従事する薬剤師

2 初任給調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる職員 適用施設の区分及び支給期間の区分に応じた別表11に掲げる額

（2）前項第2号に掲げる職員 別表11の2に掲げる額

3 初任給調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

（処遇改善手当）

第21条の2 処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に支給する。

2 処遇改善手当の月額は、理事長が別に定める金額の範囲内で施設の長が決定した額とする。

3 処遇改善手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

4 前項に規定するもののほか、処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

（ベースアップ調整手当）

第21条の3 ベースアップ調整手当は、理事長が別に定める職員に支給する。

2 ベースアップ調整手当の月額は、理事長が別に定める金額の範囲内で施設の長が決定した額とする。

3 ベースアップ調整手当の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

4 前項に規定するもののほか、ベースアップ調整手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定
める。

（特殊勤務手当）

第22条 特殊勤務手当は、別表12に掲げる職員に支給し、その額は、同表に掲げるところによる。

（時間外手術等従事手当）

第22条の2 時間外手術等従事手当は、別に定める要件に該当する施設において、開始時刻が休日、時
間外又は深夜における手術又は処置（別に定める手術又は処置に限る。以下「手術等」という。）
を実施した医師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、手術等1件につき、それぞれ各号に定める額を支給する。

（1）施設の長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円

（2）深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円

（3）施設の長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合（前2号に規定する場
合を除く。） 2,500円

3 前各項に規定するもののほか、時間外手術等従事手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第23条 削除

（時間外勤務手当）

第24条 規則第6条から第8条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振られた日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間を割り振られていない日において勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前項の規定にかかわらず、規則第11条第3項の規定により休日を他の日に振り替えられた職員については、その日を通常の勤務日とみなして通常の給与を支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めによる休日として取り扱う休日における勤務を除く。）の時間が月の1日から末日までの期間について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第2項の規定にかかわらず、1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 本部班長又は専門職の職にある職員については、前各項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した時間及び正規の勤務時間を割り振られていない日において勤務した時間に係る同項の例により算定した時間外勤務手当の額が別表9に規定する職務手当の月額を超過する場合には、当該超過する額を時間外勤務手当として支給する。

（呼出等手当）

第25条 第19条の規定に基づき職務手当の支給を受けている職員が次の各号に該当する勤務に従事した場合には呼出等手当を支給する。

（1）当該職員のうち労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員（医師俸給表、医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける職員に限る。）が救急医療その他の緊急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

（2）緊急又は臨時の必要その他の業務の運営の必要により正規の勤務時間以外の時間に通算1時間以上勤務した場合（ただし、前号に該当する勤務に従事した場合を除く。）

2 呼出等手当の額は、前項各号の区分に応じて次の各号に掲げる額とする。

（1）前項第1号に該当する勤務 前項第1号の規定による勤務に従事した全時間について、前条の規定を準用して得た額から別表9に規定する職務手当の月額を減じて得た額

（2）前項第2号に該当する勤務 1日につき2,400円（ただし、同一日に通算4時間以上勤務した場合には1日につき4,800円とする。）

（早出勤務手当）

第25条の2 早出勤務手当は、正規の勤務時間として午前7時までに出勤した職員のうち理事長が別に定める者に対し、次の各号の区分に応じてそれぞれ掲げる額を支給する。

（1）午前6時までに出勤した職員 勤務1回につき1,000円

（2）午前7時までに出勤した職員（前号に該当する者を除く。） 勤務1回につき800円

（夜勤手当）

第26条 正規の勤務時間内の勤務のうち午後10時から翌日の午前5時までの勤務があった場合には、その午後10時から翌日の午前5時までの時間に対して、1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の50を夜勤手当として支給する。

第27条 削除

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第28条 第24条から第26条まで、第44条から第46条まで及び第48条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額、初任給調整手当の月額、処遇改善手当の月額、ベースアップ調整手当の月額及び当該勤務が特殊勤務手当を支給される勤務であるときは特殊勤務手当の額（日によって定められた特殊勤務手当については、当該日額に21を乗じて得た額）との合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除した額とする。

（宿日直手当）

第29条 職員が宿直勤務又は日直勤務を命ぜられその勤務をした場合には、宿日直手当を支給する。

2 前項の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、その勤務者が医師である場合には21,000円、その他の職員である場合には5,000円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、理事長が別に定める。

3 第1項の勤務は、第24条第1項及び第2項並びに第26条の勤務には含まれないものとする。

（待機勤務手当）

第29条の2 労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員（医師俸給表、医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける者に限る。）が救急医療その他の緊急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務を命ぜられ当該待機勤務に従事したときは、次の各号の職種の区分に応じ待機勤務手当を支給する。

（1）医師俸給表の適用を受ける職員 勤務1回につき5,800円

（2）医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける職員 勤務1回につき 2,900円

2 労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員が施設保全等の施設運営維持に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務を命ぜられ当該待機勤務に従事したときは、勤務1回につき2,000円を支給する。

3 待機勤務を命ぜられた時間が5時間未満のときは、前項の規定にかかわらず、前2項に定める額の100分の50に相当する額を支給する。

（夜間勤務手当）

第30条 夜間勤務手当は、労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターに勤務する職員のうち、次の各号に該当する勤務に従事したものに支給する。

（1）正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に及ぶ病棟勤務

（2）正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に及ぶ救急医療に関する勤務

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき理事長が別に定める勤務時間の区分に応じ、7,500円、4,100円又は3,400円とする。

（休日給）

第31条 規則第11条第1項第2号及び第3号に規定する休日において、正規の勤務又は宿日直の勤務に就くことを命ぜられた職員には、理事長が別に定める額を休日給として支給する。

第32条 削除

（期末手当）

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前6箇月に満たない期間内において規則第47条第1項第1号の規定により退職し、又は死亡した職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額から、ライフプラン支援金規程（平成29年規程第8号）第4条に規定するライフプラン支援金の支給額（理事長が別に定める職員にあっては、理事長が別に定める額）を減じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、扶養手当及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職位の等級が主事3級又は技師3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき別表14で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に、職員の区分に応じて、同表に掲げる加算割合を乗じて得た額（別表13に掲げる職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項の理事長が別に定める割合並びに前項の別表13及び別表14に掲げる割合は、理事長が必要と認めるときは、理事長が別に定めるところによりその割合を変更することができる。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に規則第62条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前3箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長又は各施設の長（以下この条において「理事長等」という。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の信用を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長等は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長等が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特例一時金)

第35条の2 特例一時金は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、支給する。

2 特例一時金の額は、ライフプラン支援金規程（平成29年規程第8号）第8条に規定する額とする。

3 特例一時金を支給する日については、期末手当を支給する日の例による。

4 前各項に定めるもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、その者が勤務する施設の業績及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給、扶養手当及び特別調整手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第33条第4項及び第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第36条第3項」と読み替えるものとする。

5 第34条及び第35条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第37条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が2キロメートル未満である職員	1,000円
イ	使用距離が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員	2,000円
ウ	使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
エ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
オ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
カ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
キ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
ク	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
ケ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
コ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
サ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
シ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円
ス	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	35,500円
セ	使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員	38,700円
ソ	使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員	42,200円
タ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
チ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
ツ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
テ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
ト	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
ナ	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
ニ	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、所在する地域を異にする施設に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに規則の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第38条 施設を異にする異動又は在勤する施設の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居から当該異動又は施設の移転の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する施設に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が、理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに規則の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤することとなった施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 単身赴任手当の支給方法については、第11条の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（寒冷地手当）

第39条 寒冷地手当は、理事長が別に定める寒冷な期間（以下「寒冷期」という。）に属する各月の第1日（以下「基準日」という。）において、寒冷な地域に所在する施設で理事長が別に定めるもの（以下「寒冷地施設」という。）に在勤する職員（理事長が指定する職員を除く。）に対して支給する。

第40条 寒冷地手当は、基準額、加算額及び豪雪加給額とし、それぞれの支給対象者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）基準額は、前条の職員に支給するものとし、その額は、寒冷地施設の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が3人以上ある職員にあつては

32,740円、扶養親族が1人又は2人ある職員にあっては27,300円、扶養親族のない職員にあっては16,580円を、その他の職員にあっては11,840円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

(2) 加算額は、寒冷地施設のうち理事長が別に定める施設に在勤する職員（暖房の施されている寄宿舎に居住している職員を除く。）に支給するものとし、その額は、寒冷地施設の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員にあっては13,300円、扶養親族のない職員にあっては8,860円を、その他の職員にあっては4,440円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

(3) 豪雪加給額は、寒冷地施設の存する地域に豪雪があった場合において、当該豪雪時にこれらの寒冷地施設に在勤する職員に対して支給するものとし、その額は、7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

第41条 寒冷地手当の支給方法については、第11条の規定を準用する。ただし、豪雪加給額の支給方法については、その都度、理事長が定める。

第42条 第47条の規定による給与の支給を受けている職員に対しては、第40条の規定にかかわらず、当該規定による額にその職員の給与の支給について用いられた第47条の規定による割合を乗じて得た額を支給する。

(休暇の際の給与)

第43条 規則第2章第5節及び第6節に規定する休暇の期間については、給与の全額を支給する。

(育児休業等に係る給与)

第44条 職員が、規則第33条第1項に規定する育児休業又は規則第33条の2第1項に規定する出生時育児休業（以下「育児休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児休業をしている職員のうち、育児休業期間中に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の7に規定する育児休業給付金又は同法第61条の8に規定する出生時育児休業給付金の支給を受けていない職員については、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、休職者給与を支給する。

3 規則第33条の2第1項に規定する出生時育児休業をしている職員のうち、同条第2項に規定する出生時育児休業中の勤務をした職員については、前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を休職者給与として支給する。

4 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含み、規則第33条の2第2項に規定する出生時育児休業中の勤務期間を除く。）がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

5 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則第33条の2第2項に規定する出生時育児休業中の勤務期間を除く。）がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

6 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとして、俸給月額を調整し、又は第10条第1項に規定する期間を短縮することができる。

7 職員が、規則第34条第1項及び第34条の2第1項第2号に規定する育児短時間により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

8 第2項に規定する給与の支給方法については、第11条及び第12条の規定を準用する。

9 前各項に規定するもののほか、育児休業等に係る給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休業等に係る給与)

第45条 職員が、規則第35条第1項に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項に規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 介護休業をした職員が職務に復帰したときは、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとして、本俸月額を調整し、又は第10条第1項に規定する期間を短縮することができる。
- 5 職員が、規則第36条第1項に規定する介護短時間により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、介護休業等に係る給与について必要な事項は、理事長が別に定める。（欠勤者等の給与）

第46条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤した場合は、その欠勤の全期間について給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり欠勤した場合は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から1箇年に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給する。
- 3 職員が前2項以外の精神又は身体の故障により欠勤した場合は、その欠勤の期間が6箇月に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給する。
- 4 職員が前3項に規定する事由以外の事由により欠勤した場合（規則第23条第3項の無届欠勤として取り扱われる場合を除く。）には、その欠勤の日数（規則第2章第5節及び第6節の休暇の日数を除く。以下同じ。）が1箇月に達するまでは俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給し、その欠勤の日数が1箇月を超えるときは、1箇月を超える日数については、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額の100分の50を支給する。
- 5 規則第22条の規定による承認（事前又は事後の承認をいう。）を受けず、遅参、職務の一時離脱若しくは早退を行った職員又は規則第23条第3項の規定により無届欠勤として取り扱われた職員に対しては、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 6 第2項及び第3項の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。（休職者の給与）

第47条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり休職を命ぜられたときは、その休職の期間が2箇年に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の精神又は身体の故障により休職を命ぜられたときは、その休職の期間が1箇年に達するまでは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の80、1箇年を超えた期間については100分の60を支給する。
- 4 規則第43条第1項ただし書の規定により延長された期間中は、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の60を支給する。

5 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられたときは、その休職の期間中、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の100分の60の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。

6 前各項に規定する事由以外の事由により休職を命ぜられたときは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額の合計額の全部又は一部を支給することができる。

(停職者の給与)

第48条 職員が規則第62条の停職の処分を受けたときは、その停職期間中に係る給与は、支給しない。

(勤務時間内の兼職に従事した者の給与)

第48条の2 機構の許可を得て他の業務につく（以下「兼職」という。）職員のうち、勤務時間内に他の業務に従事した職員に対しては、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、兼職に従事した時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、理事長又は各施設の長が別に定める場合を除く。

(休業手当)

第49条 機構の責に帰すべき事由による休業の場合においては、その期間中当該職員に俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額並びに住居手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額を支給する。

(給与の非常時払)

第50条 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、やむを得ない事由による1週間以上の帰郷その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支給を請求した場合には、請求の日までの分を日割りによって計算し、その際に支払う。

(実施に関し必要な事項)

第51条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日現在において労働福祉事業団（以下「事業団」という。）に在職する職員であって、同年4月1日に機構の職員となった者の在職期間の算定については、事業団の職員であった在職期間を含むものとする。

(経過措置)

3 福岡県飯塚市に所在する施設（以下「指定解除施設」という。）に在勤する職員には、規程第16条及び第17条の規定又は附則第6項の規定によりこの項の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第17条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、附則別表1の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

4 福岡県北九州市に所在する施設（以下「支給区分改定施設」という。）に在勤する職員には、規程第16条及び第17条の規定により規程第15条の規定による調整手当の支給割合にこの項の規定による調整手当の支給割合を加えて得た割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第17条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、規程第15条の規定による調整手当のほか、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額の合計額に、附則別表1の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。

5 指定解除施設に在勤する職員が平成20年3月31日までの間にその在勤する施設を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた指定解除施設に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する施設が別表6に掲げる施設に該当しないこととなるときは、当該職員には、規程第16条及び第17条の規定により当該異動に係るこの項本文の規

定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第15条及び第17条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（当該異動の日から起算して2年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、同年3月31日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する施設を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 指定解除施設に在勤するものとした場合における附則第5項の規定による調整手当の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 同号に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

6 支給区分改定施設に在勤する職員が平成20年3月31日までの間にその在勤する施設を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた支給区分改定施設に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する施設が別表6中区分AからCまでの施設に該当しないこととなるときは、当該職員には、規程第16条及び第17条の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による調整手当の支給割合以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、規程第15条及び第17条の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（当該異動の日から起算して2年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、同年3月31日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、扶養手当、特別調整手当及び職務手当の月額合計額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する施設を異にして異動した場合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 支給区分改定施設に在勤するものとした場合における規程第15条の規定による調整手当の支給割合及び附則第6項の規定による調整手当の支給割合を合計した割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 同号に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

7 指定解除施設に在勤する医師又は歯科医師の初任給調整手当は、別表10の適用区分Cにかかわらず、平成20年3月31日までの間、同表の適用区分Dによるものとする。

8 支給区分改定施設に在勤する医師又は歯科医師の初任給調整手当は、別表10の適用区分Dにかかわらず、平成20年3月31日までの間、同表の適用区分Eによるものとする。

9 第8条の規定にかかわらず、労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの院長若しくは副院長又はこれらと同等の職にある者であって、理事長が別に定めるものについては、理事長は、別に俸給月額を定めることができる。

10 平成26年3月31日までの間、下表の左欄に掲げる本部又は施設の区分に応じ同表の右欄に定める対象職員（以下「減額対象職員」という。）に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

本部又は施設の区分	対象職員
本部	全職員
施設	労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの院長、副院長、事務局長、薬剤部長、看護部長又は事務局次長の職にある職員 看護専門学校の校長、副校長又は事務長の職にある職員

	勤労者予防医療センターの所長又は事務長の職にある職員 労災リハビリテーション作業所の所長又は事務長の職にある職員 産業保健推進センターの所長、副所長若しくは業務課長又は産業保健推進連絡事務所の副代表若しくは産業保健推進専門職の職にある職員
--	---

- (1) 俸給月額 規程第8条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の受ける俸給月額に、下表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職位の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額

俸給表	職位	割合
事務職	上席参事1級、上席参事2級及び参事1級	9.77/100
	参事2級、参事3級、主事1級、主事2級及び主事3級	7.77/100
	書記1級、書記2級及び書記3級	4.77/100
医師	医監	9.77/100
医療職	特1等級	9.77/100
	1等級	7.77/100
看護職	特等級	9.77/100
	特1等級及び1等級	7.77/100

- (2) 特別調整手当 規程第18条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の俸給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額
- (3) 職務手当 規程第19条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 調整手当 規程第15条、第16条及び第17条の規定にかかわらず、当該減額対象職員の俸給月額及び特別調整手当に対する調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (5) 期末手当 規程第33条の規定にかかわらず、当該減額対象職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (6) 勤勉手当 規程第36条の規定にかかわらず、当該減額対象職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- (7) 規程第43条、第46条及び第47条の規定により支給される給与 当該減額対象職員に適用される次のアからケまでに掲げる規定の区分に応じて定める額
- ア 規程第43条、第46条第1項及び第47条第1項 第1号から第4号に定める額
- イ 規程第46条第2項 第1号及び第4号に定める額
- ウ 規程第46条第3項 第1号及び第4号に定める額
- エ 規程第46条第4項 欠勤の日数が1か月に達するまでは第1号及び第4号に定める額、欠勤の日数が1か月を超えるときは、1か月を超える日数については、第1号及び第4号に定める額に100分の50を乗じて得た額
- オ 規程第47条第2項 第1号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- カ 規程第47条第3項 休職の期間が1か年に達するまでは、第1号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額、1か年を超えた期間については100分の60を乗じて得た額
- キ 規程第47条第4項 規則第43条第1項ただし書の規定により延長された期間中は、第1号及び第4号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- ク 規程第47条第5項 第1号及び第4号に定める額に同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合（同項の規定に基づき理事長が定める額として支給された額を同項に規定する合計額で除したものをいう。）を乗じて得た額
- ケ 規程第47条第6項 第1号及び第4号に定める額に同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合（同項の規定に基づき支給された額を同項に規定する合計額で除したものをいう。）を乗じて得た額

- 11 平成26年3月31日までの間、減額対象職員の規程第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、俸給月額から前項第1号に定める額を減じた額、特別調整手当の月額から前項第2号に定める額を減じた額及び調整手当の月額から前項第4号に定める額を減じた額並びに初任給調整手当の月額及び当該勤務が特殊勤務手当を支給される勤務であるときは特殊勤務手当の額（日によって定められた特殊勤務手当については、当該日額に21を乗じて得た額）の合計額に12を乗じ、その額を年間の所定勤務時間数で除して得た額とする。
- 12 平成26年3月31日までの間、平成22年6月29日規程第9号附則第2条の規定の適用を受ける減額対象職員に対する前2項の規定の適用について、前2項中「俸給月額」とあるのは、「平成22年6月29日規程第9号附則第2条の規定により定められた俸給月額」と読み替えるものとする。
- 13 前3項の規定により減ずることとされる額を算定する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 14 令和4年1月1日から理事長が別に定める日までの間、特殊勤務手当として、第22条に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症対応のために定めた区域内で勤務することを命ぜられた職員に1日につき4,000円を支給する。
- 15 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間、第3条第1項に定めるもののほか、理事長が別に定める職員に処遇改善特別手当を支給する。
- 16 処遇改善特別手当の月額は、理事長が別に定める金額の範囲内で労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの院長が決定した額とする。
- 17 処遇改善特別手当の支給方法については、第11条の規定を準用する。
- 18 処遇改善特別手当については、職員給与規程第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出基礎に加えるものとする。
- 19 この附則に定めるもののほか必要な事項は理事長が別に定める。

附則別表1（附則第3項関係）

平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の3
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の2

附 則（平成16年5月10日規程第44号）

この規程は、平成16年5月10日から施行し、平成16年4月10日から適用する。

附 則（平成17年1月1日規程第2号）

- 1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程による変更後の職員給与規程第33条及び第36条の規定は、平成16年12月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日規程第9号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規程第4号）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
（職務手当の改定に伴う経過措置）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第19条の規定に基づき職務手当が支給される職員であって、平成18年3月31日現在における改正前の職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第19条の規定が適用されていたもののうち、平成18年4月1日以降における改正後の規程別表9に規定する職務手当の月額（以下「新支給額」という。）が、改正前の規程別表9の支給割合と平成18年3月31日現在の俸給月額に基づき算出した職務手当の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないものについては、平成22年3月31日までの間、新支給額と旧支給額との差

額に下表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額に新支給額を加算した額の職務手当を支給する。

期間	割合
平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間	80/100
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間	60/100
平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間	40/100
平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間	20/100

- 3 前項の規定において、平成18年4月1日以降にそれ以前に補せられていた役職以外の役職に補せられた職員の職務手当の月額については、前項の規定にかかわらず次の各号に定めるものとする。
 - (1) 平成18年3月31日現在において補せられていた役職（次号において「改正前の役職」という。）と平成18年4月1日以降に新たに補せられた役職（次号において「改正時の役職」という。）が別表9において同一の区分である場合 前項の規定により算出した額
 - (2) 改正前の役職と改正時の役職が、別表9において異なる区分である場合又は平成18年4月2日以降に新たな役職に補せられた場合 別表9に定める額
（特勤勤務手当に準ずる手当の廃止に伴う経過措置）
- 4 平成18年3月31日現在吉備高原医療リハビリテーションセンターに在勤していた職員のうち、改正前の規程第23条の規定が適用されていた職員については、平成19年3月31日までの間、改正前の規程第23条の規定を適用し、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は同条中「100分の4」を「100分の2」に読み替えて適用する。
（調整手当の引継ぎ）
- 5 平成18年3月31日現在における改正前の規程第17条第2項の規定が適用されている職員の調整手当の支給については、この規程の施行後も、なお従前の例による。
- 6 平成18年3月31日現在において、国等の機関に使用される者であった者が、当該国等の機関が支給する調整手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条の3及び給与法第11条の7に規定する手当又は給与法に準じて当該国等の機関が支給する調整手当又は異動保障をいう。）の適用を受けている場合であって、平成18年4月1日に機構の職員となったものについては、平成18年3月31日現在在勤していた国等の機関を改正後の規程第17条中「当該異動の日の前日に在勤していた施設」とみなして同条の規定を適用する。

附 則（平成19年3月30日規程第2号）

- 1 この規程は、組織規程の一部を改正する規程（平成19年規程第1号）の施行の日から施行する。ただし、第36条及び別表12の改正規定並びに次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 労災病院の再編計画（平成16年3月30日付け基発第030002号）に基づき廃止された施設（以下「廃止施設」という。）に在勤していた職員のうち、業務の必要から廃止日以後も引き続き機構の職員として廃止施設で勤務することとなった場合の調整手当の支給については、職員給与規程第15条の規定にかかわらず、当該廃止施設に在勤する間、当該廃止施設の廃止日前における調整手当の支給割合によるものとする。

附 則（平成20年3月31日規程第5号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（以下の附則省略）

附 則（平成20年9月5日規程第11号）抄

- 1 この規程は、平成20年9月5日から施行し、平成21年4月1日から適用する。ただし、適用日前に支給する給与については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月31日規程第 3 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（以下の附則省略）

附 則（平成22年 6 月29日規程第 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 8 条の規定により定められる職員の受ける俸給月額（以下「改正後の俸給月額」という。）が、附則別表 1 から附則別表 6 までに掲げる俸給表により定められた平成22年 6 月30日現在における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に達しない職員については、改正後の俸給月額が旧俸給月額を超えるまでの間は、改正後の規程第 8 条の規定にかかわらず、旧俸給月額を職員の受ける俸給月額として定めるものとする。

2 この規程の施行日から平成23年 3 月31日までの間において、昇給、昇格等により俸給月額が変更となる職員に係る俸給月額については、改正後の規程第 8 条の規定にかかわらず、附則別表第 1 から附則別表第 6 までに掲げる俸給表により定めるものとする。この場合において、前項中「平成22年 6 月30日現在における俸給月額」は「昇給、昇格等により変更となった変更後の俸給月額」と読み替えるものとする。

3 改正後の俸給月額が旧俸給月額を超える職員に係る俸給月額については、平成23年 3 月31日までの間は改正後の規程第 8 条の規定にかかわらず、旧俸給月額を職員の受ける俸給月額として定めるものとする。

4 この規程の施行日から平成23年 3 月31日までの間に採用された職員に係る俸給月額の決定については、平成23年 3 月31日までの間は改正後の規程第 8 条の規定にかかわらず、附則別表 1 から附則別表 6 までに掲げる俸給表により定めるものとする。

（院長等の俸給月額の特例に関する達の廃止）

第 3 条 院長等の俸給月額の特例に関する達（平成17年達第11号）は、平成23年 3 月31日をもって廃止する。

(附則別表 1)

平成22年7月1日改正前の事務職俸給表

(単位:円)

職位 号俸	上席参事 1 級	上席参事 2 級	参事1級	参事2級	参事3級	主事1級又 は技師1級	主事2級又 は技師2級	主事3級又 は技師3級	書記1級又 は技手1級	書記2級又 は技手2級	書記3級又 は技手3級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	404,900	364,600	333,300	322,700	304,800	286,900	259,700	235,000	205,800	171,000	—
2	417,600	376,800	343,000	332,100	313,700	295,800	268,200	243,000	213,200	180,600	139,500
3	430,400	389,200	353,100	341,800	322,700	304,700	277,000	251,100	222,000	189,200	143,400
4	444,500	403,100	364,600	351,900	331,900	313,600	285,800	259,200	230,400	197,100	147,900
5	458,700	415,300	376,200	361,900	341,300	322,500	294,600	267,300	238,300	204,200	152,600
6	473,000	427,500	388,000	371,800	350,800	331,400	303,400	275,900	246,100	210,900	157,900
7	487,700	439,500	400,500	381,300	360,500	340,400	312,200	284,600	253,700	217,500	163,400
8	502,500	451,200	411,600	390,700	370,100	349,400	321,000	293,300	260,900	224,000	169,200
9	517,300	462,400	422,700	400,000	379,500	358,400	329,600	302,000	267,700	230,100	175,600
10	532,000	473,200	433,600	409,300	388,800	367,400	338,000	310,500	274,300	235,900	181,200
11	546,300	483,300	443,800	418,500	398,000	376,500	346,100	318,700	280,800	241,500	186,000
12	560,400	493,400	454,000	427,700	407,200	385,500	353,500	326,800	287,200	246,700	189,900
13	574,400	503,000	464,100	436,900	416,100	394,500	360,800	334,800	293,600	251,200	193,800
14	583,300	511,600	474,100	444,100	422,800	403,500	367,500	342,300	299,500	255,500	197,400
15	592,100	520,000	484,000	451,000	429,000	412,300	372,900	349,200	305,400	259,800	201,000
16			492,800	457,900	434,900	419,000	378,300	355,900	311,000	264,100	204,400
17				464,400	440,700	425,200	382,500	362,300	315,200	268,400	206,300
18				469,800	446,400	430,800	386,600	367,700	319,300	271,800	
19					451,800	435,900	390,700	373,100	323,400	274,900	
20						440,500	394,600	376,800	327,500		
21							398,300	380,400			
22								383,900			
23								387,600			

備考 この表は、本部及び労災病院、その他の施設の事務員並びに理事長の指定する職員に適用する。

(附則別表 2)

平成22年7月1日改正前の医師俸給表

(単位:円)

職位	医監	医長	医事	副医事
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	466,800	350,200	292,300	221,100
2	479,000	362,400	301,200	229,600
3	491,200	374,900	312,600	239,700
4	503,300	388,000	324,500	250,100
5	515,300	401,000	336,400	261,700
6	527,300	413,800	348,600	274,400
7	539,200	426,600	360,800	285,900
8	550,500	439,100	373,300	297,300
9	561,600	451,300	386,000	308,600
10	572,400	463,100	398,800	319,800
11	583,900	474,900	411,600	331,000
12	595,800	486,200	423,600	342,100
13	608,300	497,100	435,400	353,000
14	621,200	508,000	447,200	363,800
15	634,400	518,800	458,100	374,600
16	647,100	529,600	468,500	384,300
17	659,300	540,400	478,600	393,900
18	671,500	551,200	488,300	403,300
19	683,700	561,900	497,900	412,400
20	695,900	572,500	503,900	420,700
21		578,900	509,700	429,000
22		585,300	515,500	436,500
23		591,700	521,300	

備考1 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

2 医監については、理事長が必要と認めた場合においては、その俸給月額を、この表の最高の俸給月額にその最高の俸給月額とその直近下位の俸給月額との差額を加えた合計額の範囲内において理事長が別に定めることができる。

(附則別表 3)

平成22年7月1日改正前の医療職俸給表

(単位:円)

職位 号俸	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	414,300	351,900	318,600	284,100	246,900	222,900	178,300	144,000
2	425,600	362,900	328,600	293,100	255,100	230,600	185,800	148,100
3	437,000	374,000	338,600	302,400	263,700	238,400	194,100	153,900
4	448,400	385,200	349,000	311,700	272,800	246,500	203,200	160,400
5	459,800	396,400	359,200	321,200	281,800	254,600	211,600	167,100
6	471,300	408,300	369,000	330,700	290,800	263,200	219,700	174,400
7	482,900	419,500	378,700	341,100	299,800	271,900	227,400	181,700
8	494,700	430,300	388,100	350,900	308,800	280,900	235,100	190,000
9	508,000	440,900	397,500	360,300	317,800	289,800	242,800	198,000
10	520,900	451,500	406,800	369,500	326,800	298,500	250,500	205,600
11	530,200	461,900	416,000	378,600	335,800	307,000	258,200	213,100
12	537,200	471,600	425,200	387,500	344,700	315,500	265,500	220,600
13	543,800	479,500	433,900	396,200	353,300	324,000	272,800	228,100
14	550,300	487,400	441,800	403,500	361,900	332,400	280,000	233,400
15	555,700	495,200	447,300	410,500	369,800	340,700	287,000	238,600
16	561,000	502,000	452,400	417,000	376,700	348,800	294,000	243,700
17			457,400	423,300	382,300	356,100	300,900	248,800
18				429,300	387,900	363,400	307,700	253,900
19				435,000	393,300	370,200	313,500	258,900
20				439,900	398,700	374,500	319,300	263,800
21					403,900	378,500	324,700	268,700
22					408,900	382,400	328,800	273,500
23					413,300	386,100	332,800	277,200
24					417,600	389,800	335,700	280,500
25								283,000

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、診療X線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士及びマッサージ師並びに理事長の指定する職員に適用する。

(附則別表 4)

平成22年7月1日改正前の看護職俸給表

(単位:円)

職位 号俸	特等級 俸給月額	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	362,400	335,300	270,300	252,000	235,000	178,400	149,500
2	373,600	343,500	279,600	260,700	243,300	185,800	153,100
3	384,800	352,600	290,200	269,700	251,800	193,600	156,900
4	396,900	362,200	299,900	279,000	260,500	201,600	160,900
5	410,700	372,000	309,100	289,600	269,500	209,600	166,300
6	421,600	381,800	318,200	299,000	278,700	217,700	171,800
7	432,500	391,600	326,900	308,000	289,300	225,800	178,000
8	443,200	401,200	335,200	317,000	298,200	233,900	185,400
9	453,900	410,600	343,400	325,600	307,000	242,100	193,200
10	463,900	420,000	351,500	333,800	315,800	250,100	201,200
11	472,400	428,800	359,500	341,700	324,200	258,100	209,000
12	479,700	436,400	367,100	349,400	332,200	266,000	216,700
13	487,000	444,000	374,700	357,100	340,000	273,800	224,300
14	494,200	451,500	382,200	364,700	347,700	281,500	231,900
15	501,100	458,800	389,700	371,200	355,400	289,200	239,400
16	507,700	466,000	397,100	377,600	363,000	296,800	246,900
17	512,200	473,100	404,500	384,000	369,300	304,400	254,400
18	516,200	480,200	411,800	390,400	375,500	312,000	261,800
19	520,100	486,200	419,100	396,700	381,700	319,600	269,200
20		491,200	425,100	403,000	387,700	327,200	276,600
21			431,000	409,300	393,700	334,800	284,000
22			436,800	415,600	399,600	342,400	291,300
23			442,600	420,700	405,300	349,800	298,600
24			448,400	425,000	411,000	356,700	305,900
25			454,200	429,300	415,500	362,600	313,100
26				433,600	420,000	367,500	318,200
27				437,900	424,300	372,300	323,200
28				441,900	428,400	376,600	328,200
29						380,200	332,000
30						383,800	335,700

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

(附則別表 5)

平成22年7月1日改正前の技能・業務職俸給表

(単位:円)

職位 号俸	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額
1	238,900	218,000	204,200	182,000	145,200	—
2	247,200	224,600	210,500	189,200	150,200	128,500
3	254,100	231,600	216,800	196,500	155,300	130,700
4	261,000	238,600	223,200	203,800	160,800	133,200
5	267,900	246,900	230,100	210,000	166,900	136,700
6	274,700	253,400	237,000	215,900	173,500	140,200
7	281,400	259,700	245,200	221,800	180,800	144,300
8	287,800	265,600	251,300	227,600	187,600	148,900
9	294,200	271,400	257,200	233,100	193,900	153,700
10	300,500	277,200	262,800	238,500	200,100	159,200
11	306,600	283,000	268,400	243,600	206,300	164,800
12	312,100	288,700	273,900	248,700	211,300	170,600
13	317,100	294,300	279,400	253,800	216,300	176,400
14	322,100	299,400	284,800	258,900	220,700	182,500
15	327,100	304,300	290,000	264,000	225,100	188,600
16	332,100	309,200	295,000	269,100	229,400	193,800
17	337,100	314,100	299,900	274,200	233,200	199,000
18	342,100	319,000	304,800	278,700	236,700	203,600
19	347,100	323,900	309,700	282,800	240,200	208,100
20	352,000	327,200	314,600	286,600	243,700	211,200
21	356,500	330,100	319,300	290,400	246,400	214,300
22	361,000	333,000	322,300	292,900	249,000	217,400
23	365,100	335,800	325,000	295,400	251,500	220,500
24	368,900	338,600	327,700	297,900	253,900	223,600
25	372,400	341,400	330,400	300,400	256,000	226,700
26			333,100			229,300
27						231,900
28						234,500

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(附則別表 6)

平成22年7月1日現在の院長等の俸給月額の特例に関する達 別表

(単位:円)

職位 号俸	医 監
	俸給月額
1	455,100
2	467,000
3	478,900
4	490,700
5	502,400
6	514,100
7	525,700
8	536,700
9	547,600
10	558,100
11	569,300
12	580,900
13	593,100
14	605,700
15	618,500
16	630,900
17	642,800
18	654,700
19	666,600
20	678,500

附 則 (平成23年 3 月31日規程第 4 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 9 月30日規程第 9 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成23年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月30日規程第 5 号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 6 月28日規程第19号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 8 月23日規程第21号)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成24年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 9 月20日規程第22号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年2月8日規程第27号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規程第2号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月14日規程第1号）

第1条 この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規程第4号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月16日規程第7号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月2日規程第23号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月2日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年4月9日規程第6号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月30日規程第2号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日現在において独立行政法人労働安全衛生総合研究所に在職した職員であって、同年4月1日に機構の職員となり、本規程の適用となった者の在職期間の算定については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員であった在職期間を含むものとする。

附 則（平成28年6月28日規程第3号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日規程第4号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年10月1日から施行する。

(職務手当の改定に伴う経過措置)

第2条 この規程の施行前にこの規程による改正前の第19条第1項の規定により職務手当が支給されていた班長又は専門職の職にある職員に対する職務手当の額については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日規程第9号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月27日規程第16号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日規程第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月17日規程第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年11月26日規程第11号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日規程第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月10日規程第1号）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 令和元年12月4日において、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第20条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第20条の規定による住居手当が支給されないこととなる職員又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第20条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から令和3年3月31日（同日前に次の各号に掲げる事由が生じた職員にあっては、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の末日（その事由が生じた日が月の初日であるときはその前日）までの間の住居手当については、改正後の規程第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- （1）改正前の規程第20条に規定する職員たる要件を欠くに至った場合
- （2）施行日に居住していた住居を変更した場合（前号に該当するものを除く。）
- （3）施行日に居住していた住居の家賃が月額43,000円以上に変更となった場合

附 則（令和2年5月28日規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月4日規程第1号）

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日規程第8号)

(施行期日)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日規程第11号)

(施行期日)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月13日規程第6号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年9月21日規程第33号)

(施行期日)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月17日規程第41号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年10月17日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(令和4年10月分処遇改善手当の支給日)

第2条 令和4年10月分の処遇改善手当については、令和4年11月18日に支給する。

附 則 (令和5年2月22日規程第8号)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月29日規程第17号)

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月6日規程第3号)

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月23日規程第12号)

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月25日規程第15号)

第1条 この規程は、令和6年12月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。ただし、第21条の2の規定は、令和6年12月1日から適用する。

附 則 (令和6年12月2日規程第18号)

第1条 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月19日規程第11号)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 29 日 規程第 16 号）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 28 日 規程第 19 号）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 11 月 27 日 規程第 22 号）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 30 日 規程第 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（調整手当に関する経過措置）

第 2 条 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後規程」という。）第 17 条の規定は、令和 5 年 4 月 2 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和 8 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」と、同項ただし書中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和 8 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」と、同項第 3 号中「当該異動等の日から同日」とあるのは、「令和 8 年 4 月 1 日から当該異動等の日」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第 3 条 改正後規程第 17 条の 2 の規定は、令和 5 年 4 月 2 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその在勤する施設を異にして異動した場合又は職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「令和 8 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第 4 条 改正後規程第 37 条第 4 項及び第 38 条第 3 項の規定は、施行日前に新たに職員就業規則（平成 16 年規程第 2 号）の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日 規程第 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 7 日 規程第 13 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 8 年 5 月 7 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（賃上げ特別手当）

第 2 条 令和 8 年 5 月 31 日までの間、賃上げ特別手当を理事長が別に定める職員に支給する。

2 賃上げ特別手当の月額、理事長が別に定める額とする。

3 賃上げ特別手当の支給方法については、職員給与規程第 11 条及び第 12 条の規定を準用する。

4 前項に規定するもののほか、賃上げ特別手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和８年８月６日規程第15号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和８年８月６日から施行し、令和８年６月１日から適用する。ただし、改正後の第８条第３項の規定及び次条の規定については、令和10年５月31日まで適用する。

（外科医療確保特別手当）

第２条 理事長が別に定める労災病院に勤務する理事長が別に定める医師が、長時間かつ高度な技術を要する外科手術に従事した場合に、外科医療確保特別手当を支給する。

２ 外科医療確保特別手当の額は、理事長が別に定める額とする。

３ 前各項に規定するもののほか、外科医療確保特別手当の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

別表 1 (第 7 条関係)

事務職俸給表

(単位：円)

職位 号俸	上席参事 1 級	上席参事 2 級	参事 1 級	参事 2 級	参事 3 級	主事 1 級 又は 技師 1 級	主事 2 級 又は 技師 2 級	主事 3 級 又は 技師 3 級	書記 1 級 又は 技手 1 級	書記 2 級 又は 技手 2 級	書記 3 級 又は 技手 3 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	388, 100	354, 200	327, 400	318, 400	301, 900	284, 800	259, 500	235, 300	214, 400	197, 300	—
2	399, 300	364, 800	335, 900	326, 600	310, 100	293, 200	267, 400	243, 100	220, 100	199, 200	171, 200
3	410, 600	375, 600	344, 600	334, 800	318, 300	301, 800	275, 500	250, 900	225, 800	203, 000	176, 100
4	423, 100	386, 200	354, 200	343, 500	326, 500	310, 000	283, 700	258, 800	232, 700	206, 800	181, 800
5	436, 100	396, 800	364, 100	351, 900	334, 700	318, 100	292, 000	266, 700	239, 600	210, 600	187, 300
6	449, 300	407, 400	374, 300	360, 100	342, 900	326, 000	300, 600	274, 700	246, 500	216, 300	192, 000
7	463, 200	418, 000	384, 500	368, 200	351, 000	333, 700	308, 800	282, 600	254, 400	221, 800	193, 900
8	477, 300	428, 600	393, 900	376, 200	359, 000	341, 400	316, 800	290, 500	260, 700	227, 200	195, 800
9	491, 300	439, 200	403, 300	384, 000	367, 000	349, 100	324, 400	298, 400	266, 900	232, 600	197, 700
10	505, 300	449, 500	412, 700	391, 800	374, 900	356, 800	331, 600	306, 300	273, 100	237, 600	199, 600
11	518, 900	459, 100	422, 100	399, 600	382, 700	364, 500	338, 500	314, 000	279, 100	242, 100	201, 500
12	532, 200	468, 600	431, 500	407, 400	390, 400	372, 200	344, 800	321, 600	284, 900	246, 600	203, 400
13	545, 500	477, 700	440, 900	415, 100	396, 500	379, 900	350, 900	328, 600	290, 600	250, 700	205, 300
14	554, 000	485, 900	450, 300	422, 200	402, 300	387, 600	356, 900	334, 800	295, 900	254, 800	207, 200
15	562, 400	493, 900	459, 700	428, 600	407, 900	393, 700	361, 600	341, 000	301, 200	258, 900	209, 100
16			468, 100	435, 000	413, 400	399, 500	366, 200	346, 900	306, 400	263, 000	211, 000
17				441, 100	418, 900	404, 900	370, 000	352, 800	310, 400	267, 000	212, 900
18				446, 300	424, 100	409, 700	373, 800	357, 300	314, 400	270, 100	
19					429, 300	414, 400	377, 500	361, 800	318, 400	273, 200	
20						418, 800	381, 100	365, 400	322, 400		
21							384, 700	369, 000			
22								372, 600			
23								376, 200			

備考 この表は、本部及び労災病院、その他の施設の事務員並びに理事長の指定する職員に適用する。

別表 2 (第 7 条関係)

医師俸給表

(単位：円)

職位 号俸	医監 俸給月額	医長 俸給月額	医事 俸給月額	副医事 俸給月額
1	460,400	349,700	292,500	221,400
2	470,500	361,800	301,200	229,900
3	480,600	374,200	312,500	240,000
4	490,700	387,200	324,300	250,400
5	500,800	400,000	336,100	262,000
6	510,900	412,500	348,000	274,700
7	521,000	424,100	360,000	286,100
8	531,100	435,300	372,400	297,200
9	541,200	446,500	385,100	308,300
10	551,300	457,700	397,800	319,400
11	561,500	467,700	410,300	330,500
12	571,800	477,500	421,500	341,300
13	582,100	487,000	431,800	352,100
14	592,400	496,500	442,000	362,800
15	603,000	506,000	451,800	373,500
16	615,100	515,500	461,300	383,100
17	626,700	525,000	470,200	392,600
18	638,300	534,500	478,800	401,800
19	649,900	544,000	487,300	410,400
20	661,500	552,900	493,100	418,400
21		559,100	498,900	425,900
22		565,300	504,600	433,400
23		571,500	510,300	

備考 1 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

- 2 医監については、理事長が必要と認めた場合においては、その俸給月額を、この表の最高の俸給月額にその最高の俸給月額とその直近下位の俸給月額との差額を加えた合計額の範囲内において理事長が別に定めることができる。

別表 3（第 7 条関係）

医療職俸給表

（単位：円）

職位 号俸	特 1 等級 俸給月額	1 等級 俸給月額	特 2 等級 俸給月額	2 等級 俸給月額	特 3 等級 俸給月額	3 等級 俸給月額	4 等級 俸給月額	5 等級 俸給月額
1	395,400	342,100	312,100	281,000	247,300	223,700	193,500	168,900
2	405,200	352,100	321,200	289,500	255,600	231,400	198,400	173,800
3	415,500	362,800	330,700	298,000	263,900	239,100	203,300	178,700
4	426,100	372,500	340,800	306,600	272,100	247,200	208,200	183,600
5	436,800	382,100	349,600	315,300	280,200	255,300	213,100	188,500
6	447,700	391,600	358,400	324,000	288,300	263,600	220,600	193,400
7	458,700	401,100	367,100	332,800	296,400	271,700	228,300	198,300
8	469,900	410,600	374,900	341,500	304,500	279,800	236,000	203,200
9	482,500	420,000	382,700	350,200	312,600	287,900	243,500	208,100
10	494,800	429,400	390,400	358,800	320,700	295,700	251,000	213,000
11	503,600	438,700	397,900	366,500	328,600	303,400	258,400	217,900
12	510,300	447,900	405,400	374,000	336,500	311,100	265,100	222,800
13	516,500	455,400	412,800	381,400	344,400	318,700	271,800	228,900
14	522,700	462,900	420,100	388,000	351,800	326,100	278,500	234,000
15	527,800	470,300	424,900	394,300	359,200	333,500	284,800	239,000
16	532,800	476,800	429,700	399,200	365,700	340,900	291,100	244,000
17			434,500	404,000	371,100	347,900	297,400	249,000
18				408,800	376,200	354,700	303,700	253,800
19				413,500	381,000	360,600	309,100	258,600
20				418,200	385,300	364,500	314,200	263,100
21					389,600	368,100	319,100	267,500
22					393,900	371,700	322,800	271,900
23					398,100	375,300	326,300	275,300
24					402,300	378,900	329,100	278,600
25								281,100

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、診療X線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士及びマッサージ師並びに理事長の指定する職員に適用する。

別表4（第7条関係）

看護職俸給表

（単位：円）

職位 号俸	特等級 俸給月額	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	344,600	320,800	270,000	255,900	241,200	202,700	167,900
2	355,200	328,100	277,000	262,900	248,200	207,700	172,900
3	365,800	335,500	284,200	269,900	255,200	212,700	177,900
4	377,200	344,400	291,400	276,900	262,200	217,700	182,900
5	390,400	353,700	298,600	284,100	269,200	222,700	187,900
6	400,700	363,000	305,800	291,200	276,200	227,700	192,900
7	411,000	372,200	313,400	298,200	283,300	233,800	197,900
8	421,200	381,300	320,700	305,200	290,400	239,900	202,900
9	431,300	390,200	327,900	312,200	297,400	246,000	207,900
10	440,800	399,100	335,100	319,200	304,400	252,100	212,900
11	448,900	407,400	342,300	326,200	311,400	258,200	217,900
12	455,800	414,700	349,500	333,200	318,400	264,300	222,900
13	462,700	421,900	356,700	340,200	325,400	270,400	227,900
14	469,600	428,900	363,800	347,200	332,400	276,500	233,900
15	476,000	435,800	370,800	353,400	339,400	282,600	240,000
16	482,300	442,600	377,800	359,500	346,400	288,800	246,100
17	486,500	449,400	384,600	365,600	352,100	295,100	252,200
18	490,300	456,100	391,400	371,700	357,800	301,500	258,300
19	494,000	461,800	398,200	377,700	363,500	307,900	264,400
20		466,600	403,900	383,700	369,200	314,300	270,500
21			409,400	389,700	374,800	320,900	276,600
22			414,900	395,300	380,300	327,500	282,700
23			420,400	399,700	385,700	334,000	288,900
24			425,900	403,800	390,900	340,300	295,300
25			431,400	407,900	395,100	345,900	301,600
26				412,000	399,100	350,500	306,100
27				416,100	403,100	354,600	310,400
28				420,000	407,100	358,100	314,400
29						361,500	318,000
30						364,900	321,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表 5（第 7 条関係）
技能・業務職俸給表

（単位：円）

職位 号俸	1 等級 俸給月額	特 2 等級 俸給月額	2 等級 俸給月額	3 等級 俸給月額	4 等級 俸給月額	5 等級 俸給月額
1	236, 000	215, 900	203, 700	191, 000	174, 100	—
2	243, 400	222, 300	209, 600	195, 200	176, 900	158, 400
3	249, 500	229, 100	215, 800	199, 400	179, 700	161, 600
4	255, 500	235, 900	222, 200	203, 600	182, 500	164, 800
5	261, 500	243, 300	229, 000	208, 600	185, 300	168, 000
6	267, 500	249, 300	235, 800	214, 100	188, 100	171, 200
7	273, 500	255, 300	243, 200	219, 500	190, 900	174, 000
8	279, 500	260, 500	249, 200	225, 100	195, 100	176, 800
9	285, 500	265, 600	255, 200	230, 500	199, 300	179, 600
10	291, 500	270, 700	260, 400	235, 900	203, 300	182, 400
11	297, 300	275, 800	265, 500	241, 000	207, 300	185, 200
12	302, 600	280, 900	270, 600	246, 100	211, 300	188, 000
13	307, 400	285, 900	275, 700	251, 100	215, 300	190, 800
14	312, 200	290, 900	280, 800	256, 100	219, 300	193, 600
15	317, 000	295, 700	285, 800	261, 100	223, 200	196, 400
16	321, 800	300, 400	290, 600	266, 000	227, 300	199, 200
17	326, 600	305, 000	295, 400	270, 900	231, 000	202, 000
18	331, 400	309, 500	300, 100	274, 900	234, 500	204, 800
19	336, 200	314, 000	304, 700	278, 900	237, 900	207, 600
20	340, 400	317, 100	307, 400	282, 600	241, 300	210, 400
21	344, 300	320, 000	310, 000	286, 100	244, 000	213, 200
22	347, 800	322, 900	312, 600	288, 600	246, 500	216, 000
23	351, 300	325, 600	315, 200	291, 100	249, 000	218, 800
24	354, 800	328, 300	317, 800	293, 600	251, 400	221, 600
25	358, 200	331, 000	320, 400	296, 100	253, 500	224, 600
26			323, 000			227, 200
27						229, 800
28						232, 400

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表 6 (第15条—第17条関係)

調整手当適用施設

区分	支給施設	支給割合
A	東京労災病院 東京労災病院治療就労両立支援センター 東京産業保健総合支援センター	12／100
B	本部 関東労災病院、横浜労災病院、中部労災病院、旭労災病院、大阪労災病院、関西労災病院及び神戸労災病院 横浜労災看護専門学校、中部労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校及び関西労災看護専門学校 関東労災病院治療就労両立支援センター、横浜労災病院治療就労両立支援センター、中部労災病院治療就労両立支援センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター及び関西労災病院治療就労両立支援センター 神奈川産業保健総合支援センター、愛知産業保健総合支援センター、京都産業保健総合支援センター、大阪産業保健総合支援センター及び兵庫産業保健総合支援センター 労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）及び労働安全衛生総合研究所（登戸地区）	10／100
C	埼玉産業保健総合支援センター、千葉産業保健総合支援センター及び福岡産業保健総合支援センター 労働安全衛生総合研究所（湘南地区）	6／100
D	東北労災病院、千葉労災病院、和歌山労災病院、岡山労災病院、九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター 東北労災看護専門学校、千葉労災看護専門学校及び岡山労災看護専門学校 東北労災病院治療就労両立支援センター及び九州労災病院治療就労両立支援センター 北海道産業保健総合支援センター、宮城産業保健総合支援センター、静岡産業保健総合支援センター、滋賀産業保健総合支援センター、奈良産業保健総合支援センター、和歌山産業保健総合支援センター、岡山産業保健総合支援センター、広島産業保健総合支援センター及び長崎産業保健総合支援センター アスベスト疾患研究・研修センター	3／100

別表 7 削除

別表 8 (第18条関係)

特別調整手当支給区分表

支給対象職員		支給率
1	結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする臨床検査技師及び衛生検査技師	6 / 100
2	結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者に直接接することを常例とする診療放射線技師及び診療エックス線技師	
3	せき髄麻ひ患者の理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に直接従事することを本務とする理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士	
4	診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士及び救急救命士のうち理事長が別に定める職員	

別表 9 (第19条関係)

職務手当支給区分表

	職務手当を支給される職員	支給月額
本部	部長又は理事長が別に定める職にある職員	110,000円
	次長、営繕企画監、主席監査員又は調査役の職にある職員	105,000円
	課長、室長、監査員又は主任専門職の職にある職員	90,000円
	班長又は専門職の職にある職員	35,000円
施設	院長の職にある職員	170,000円
	副院長、校長又は所長の職にある職員	130,000円
	事務局長又は管理部長（アスベスト疾患研究・研修センターの管理部長を除く。）の職にある職員	100,000円
	部長又は副所長の職にある職員のうち、医師俸給表の適用を受ける者	95,000円
	部長の職にある職員のうち、医療職俸給表又は看護職俸給表の適用を受ける者（中央診療部の各部門の部長を除く。）	90,000円
	事務局次長、管理部次長、事務長、副所長（上欄に掲げる者を除く。）、副代表、副部長、副校長又はアスベスト疾患研究・研修センターの管理部長の職にある職員	80,000円
	課長、中央診療部の各部門の部長の職にある職員のうち医療職俸給表の適用を受ける者、看護師長又は栄養管理室長の職にある職員	60,000円

別表10（第21条関係）

初任給調整手当適用施設

適用 区分	支給対象施設
A	沖縄産業保健総合支援センター
B	釧路労災病院 北海道せき損センター 釧路労災看護専門学校
C	青森労災病院、秋田労災病院、福島労災病院、富山労災病院、浜松労災病院、山陰労災病院、中国労災病院、山口労災病院、香川労災病院、愛媛労災病院、長崎労災病院及び熊本労災病院 吉備高原医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター 熊本労災看護専門学校 中国労災病院治療就労両立支援センター 青森産業保健総合支援センター、岩手産業保健総合支援センター、秋田産業保健総合支援センター、山形産業保健総合支援センター、福島産業保健総合支援センター、茨城産業保健総合支援センター、栃木産業保健総合支援センター、群馬産業保健総合支援センター、新潟産業保健総合支援センター、富山産業保健総合支援センター、石川産業保健総合支援センター、福井産業保健総合支援センター、山梨産業保健総合支援センター、長野産業保健総合支援センター、岐阜産業保健総合支援センター、三重産業保健総合支援センター、鳥取産業保健総合支援センター、島根産業保健総合支援センター、山口産業保健総合支援センター、徳島産業保健総合支援センター、香川産業保健総合支援センター、愛媛産業保健総合支援センター、高知産業保健総合支援センター、佐賀産業保健総合支援センター、熊本産業保健総合支援センター、大分産業保健総合支援センター、宮崎産業保健総合支援センター及び鹿児島産業保健総合支援センター
D	東北労災病院、千葉労災病院、和歌山労災病院、岡山労災病院、九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター 東北労災看護専門学校、千葉労災看護専門学校及び岡山労災看護専門学校 東北労災病院治療就労両立支援センター及び九州労災病院治療就労両立支援センター 北海道産業保健総合支援センター、宮城産業保健総合支援センター、静岡産業保健総合支援センター、滋賀産業保健総合支援センター、奈良産業保健総合支援センター、和歌山産業保健総合支援センター、岡山産業保健総合支援センター、広島産業保健総合支援センター及び長崎産業保健総合支援センター アスベスト疾患研究・研修センター
E	本部 東京労災病院、関東労災病院、横浜労災病院、中部労災病院、旭労災病院、大阪労災病院、関西労災病院及び神戸労災病院 横浜労災看護専門学校、中部労災看護専門学校、大阪労災看護専門学校及び関西労災看護専門学校 東京労災病院治療就労両立支援センター、関東労災病院治療就労両立支援センター、横浜労災病院治療就労両立支援センター、中部労災病院治療就労両立支援センター、大阪労災病院治療就労両立支援センター及び関西労災病院治療就労両立支援センター 埼玉産業保健総合支援センター、千葉産業保健総合支援センター、東京産業保健総合支援センター、神奈川産業保健総合支援センター、愛知産業保健総合支援センター、京都産業保健総合支援センター、大阪産業保健総合支援センター、兵庫産業保健総合支援センター及び福岡産業保健総合支援センター

別表11（第21条関係）

初任給調整手当月額表

（単位：円）

支給期間の区分 適用施設の区分	支給月額				
	A	B	C	D	E
（１）免許取得の日の属する月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（２）（１）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（３）（２）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（４）（３）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（５）（４）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（６）（５）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（７）（６）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（８）（７）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（９）（８）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（10）（９）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（11）（10）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（12）（11）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（13）（12）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（14）（13）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（15）（14）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（16）（15）期間が満了する月の翌月から１年間	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700
（17）（16）期間が満了する月の翌月から１年間	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100
（18）（17）期間が満了する月の翌月から１年間	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500
（19）（18）期間が満了する月の翌月から１年間	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900
（20）（19）期間が満了する月の翌月から１年間	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300
（21）（20）期間が満了する月の翌月から１年間	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700
（22）（21）期間が満了する月の翌月から１年間	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500
（23）（22）期間が満了する月の翌月から１年間	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700
（24）（23）期間が満了する月の翌月から１年間	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600
（25）（24）期間が満了する月の翌月から１年間	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900
（26）（25）期間が満了する月の翌月から１年間	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700
（27）（26）期間が満了する月の翌月から１年間	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700
（28）（27）期間が満了する月の翌月から１年間	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300
（29）（28）期間が満了する月の翌月から１年間	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000
（30）（29）期間が満了する月の翌月から１年間	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000
（31）（30）期間が満了する月の翌月から１年間	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400
（32）（31）期間が満了する月の翌月から１年間	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300
（33）（32）期間が満了する月の翌月から１年間	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900
（34）（33）期間が満了する月の翌月から１年間	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700
（35）（34）期間が満了する月の翌月から１年間	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500

別表11の2（第21条関係）

薬剤師初任給調整手当月額表

職位	号俸	支給月額
医療職4等級	3号俸	19,400円
	4号俸	20,000円
	5号俸	19,700円
医療職3等級	1号俸	24,100円
	2号俸	21,200円
	3号俸	17,800円
医療職特3等級	1号俸	13,900円
	2号俸	9,900円
	3号俸	5,900円
	4号俸	2,000円

別表12（第22条関係）

特殊勤務手当支給額表

特殊勤務手当を支給される職員	手当額
1 結核病棟の業務に従事した看護師、准看護師及び看護助手	その従事した日 1日につき320円
2 看護師及び准看護師で次に掲げる業務に従事した職員 1) 血液透析業務に専ら従事した者 2) 採液室において採液業務に専ら従事した者 3) 中央手術室において手術介助業務に従事した者	
3 削除	
4 専ら結核病棟の業務に従事した病棟婦、炊事人、洗濯人その他理事長が指定する者	
5 検査室において検査業務に従事した検査助手	
6 分娩室において分娩介助業務に従事した助産師、看護師及び准看護師	
7 結核患者、精神病患者又はせき髄麻ひ患者のリハビリテーション医療に直接従事することを常例とするマッサージ師、理学療法助手、作業療法助手及び心理判定員	
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項及び第4項に定める感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員（医師を除く。）	
9 専ら放射線医療業務に従事した医師、診療放射線技師及び診療エックス線助手	
10 専ら中央手術室において血液を扱う業務に従事した看護助手	
11 解剖介助業務のうち理事長が指定する業務に従事した職員（医師を除く。）	その従事した日 1日につき2,200円
12 高圧治療装置内において高圧のもとで診療業務に従事した職員	その従事した時間 1時間につき490円
13 神経科病棟（病室を含む。）に勤務した職員（医師を除く。）	その従事した日 1日につき160円

別表13（第33条関係）

期末手当及び勤勉手当の管理職加算割合表

対象職員	加算割合
1 本部の部長、次長、営繕企画監又は調査役の職にある職員及び理事長がこれらと同等の職にあると認める職員	25／100
2 労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの院長の職にある職員及び理事長が指定する労災病院の副院長又は事務局長の職にある職員	
3 看護専門学校の校長の職にある職員	
1 本部の課長、室長、監査員又は主任専門職の職にある職員	12／100
2 労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの副院長、事務局長、事務局次長、診療に関する部の部長又は労働安全衛生総合研究所の管理部長、管理部次長の職にある職員（上欄に掲げる者を除く。）	
3 理事長が指定する労災病院、医療リハビリテーションセンター又は総合せき損センターの薬剤部長又は看護部長の職にある職員	
4 看護専門学校の副校長又は事務長の職にある職員	
5 治療就労両立支援センターの所長、部長又は事務長の職にある職員	
6 産業保健総合支援センターの所長又は副所長の職にある職員	
7 アスベスト疾患研究・研修センターの所長又は部長の職にある職員	

別表14（第33条関係）

期末手当及び勤勉手当の職位別加算割合表

俸給表	職員	加算割合
事務職俸給表	職位の等級が上席参事 1 級の職員	20／100
	職位の等級が上席参事 2 級、参事 1 級及び参事 2 級の職員	15／100 (職位の等級が上席参事 2 級に属する職員のうち規程別表13の加算割合が25／100の職員にあっては20／100)
	職位の等級が参事 3 級及び主事 1 級又は技師 1 級の職員	10／100
	職位の等級が主事 2 級又は技師 2 級及び主事 3 級又は技師 3 級の職員	5／100
医師俸給表	職位の等級が医監及び医長の職員	15／100 (職位の等級が医監に属する職員のうち規程別表13の加算割合が25／100の職員にあっては20／100)
	職位の等級が医事 4 号俸以上の職員	10／100
	職位の等級が医事 3 号俸の職員	5／100
医療職俸給表	職位の等級が特 1 等級、1 等級及び特 2 等級の職員	15／100
	職位の等級が 2 等級の職員	10／100
	職位の等級が特 3 等級及び 3 等級の職員並びに 4 等級14号俸以上の職員	5／100
看護職俸給表	職位の等級が特等級及び特 1 等級の職員	15／100
	職位の等級が 1 等級及び特 2 等級の職員	10／100
	職位の等級が 2 等級の職員及び 3 等級16号俸以上の職員	5／100
技能・業務職俸給表	職位の等級が 1 等級及び特 2 等級の職員並びに 2 等級18号俸以上の職員	5／100